

○行政に影響されない(頼らない)地域経営のあり方

⑧総働や多様な人材が参画する機能的な運営

自治基本条例

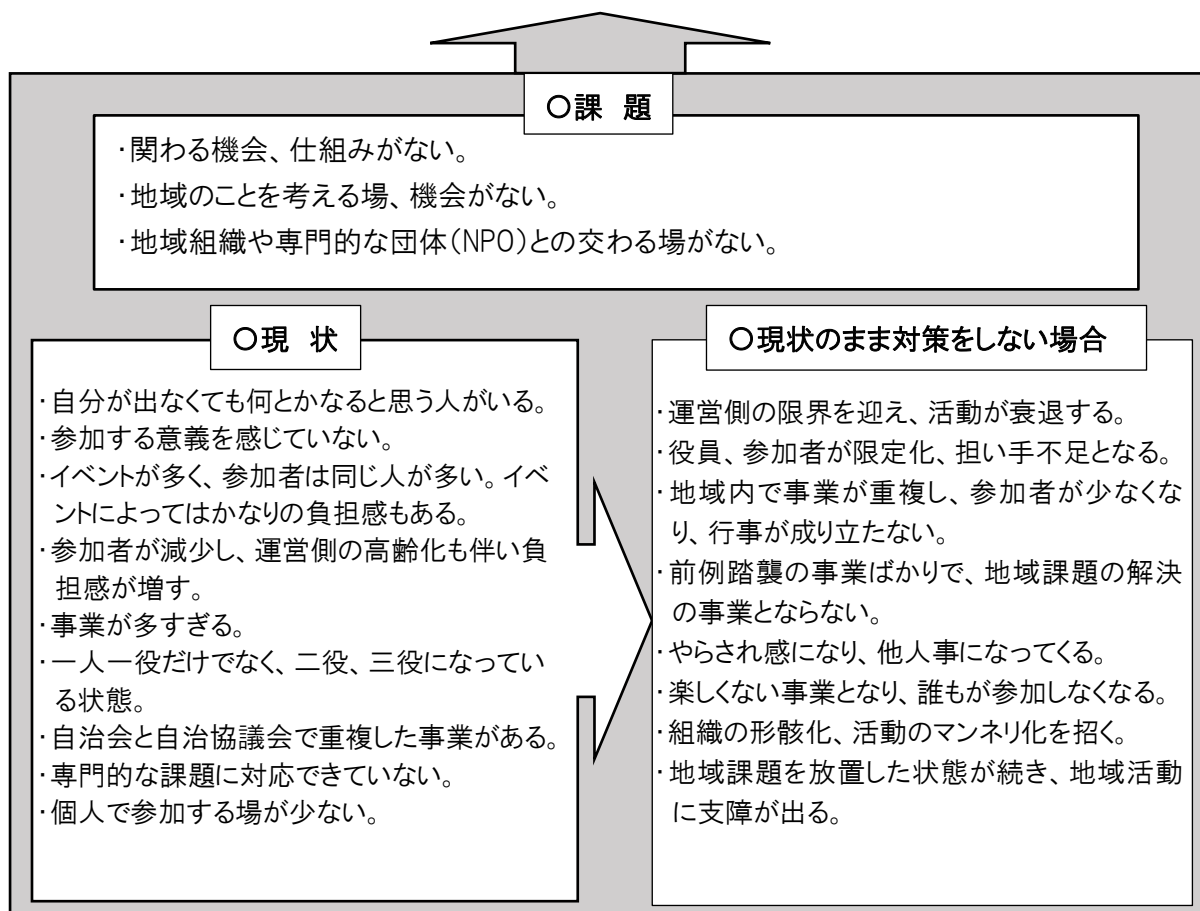
○目指す姿 《多くの方が参画し、楽しく組織運営ができています》

- 事業や活動の整理統合によりスリム化され、負担感が軽減されている状態。
- 魅力ある事業あり、誰でも参加しやすく、現役世代、次世代、助成でも役割を担え、積極的に参画し、楽しんで活動をしている状態。
- 多様な個人、組織(地域団体、NPO、福祉事業者の専門事業者など)との連携がとれ、地域課題についてみんなで関わっている状態。
- 役員が固定化せず、交代制でも担える状態。
- 市民活動支援センターなどの中間支援より、情報の活用や組織運営のノウハウを学べる状態。

- 第4条  
(自治の基本原則)
- 第11条  
(住民自治の原則)
- 第14条  
(住民自治組織)
- 第15条  
(参加、参画の権利)
- 第19条  
(まちづくりへの支援)

【対策】(提案)

- ・地域内の各種団体との連携。
- ・様々な専門団体との窓口(福祉団体、NPO などとの連携)。
- ・地域コミュニティ活動推進員の本来の役割を考え、仕事が集中・負担とならないような仕組み。 など



※総働…当事者のみならず、地域団体や専門家、事業者、行政、学校など多様な主体による協働が求められており、多様な主体による協働を総働という。(IIHOE 川北秀人氏提唱)